

令和8年4月
警察庁
共管各省庁

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」
に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和8年2月27日から同年3月28日までの間、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する意見の募集を行った結果、15件の御意見を頂きました。

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」が公布されるに当たり、頂いた御意見並びにこれに対する警察庁及び共管各省庁（金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省）の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和8年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第3号）

2 命令等の案を公示した日

令和8年2月27日

3 頂いた御意見並びにこれに対する警察庁及び共管各省庁の考え方

頂いた御意見並びにこれに対する警察庁及び共管各省庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今回の命令案の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 15件

(内訳)

パブリックコメント意見提出フォーム	14件
電子メール	1件
郵送	0件

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する御意見並びにこれに対する警察庁及び共管各省庁の考え方について

1 「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」関係

本命令案に対しては、

- 入学手続に当たり十分な本人確認が行われていない場合、入学者等の本人性の担保は弱いと言えるため、マネー・ローンダリングのおそれがあるのではないか。
- 金融機関の窓口において振込先となる専修学校の課程等の種別を判断することは困難である。

といった御意見がありました。

専修学校に置かれる専攻科については、学校教育法（昭和22年法律第26号）において入学資格が「専修学校の特定専門課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者」と定められ、入学者である学生の実在性を確認する手段は当該法令により担保されているものと考えております。したがって、専修学校に置かれる専攻科に対する入学金や授業料等の支払に係る取引については、マネー・ローンダリングのリスクが低いものと考えられることから、原案のとおりとすることとします。

また、本命令案の施行に伴い、文部科学省から関係機関に向けて、金融機関の窓口において入学金等の振込先となる専修学校の課程等の種別を判断することを可能とするため、入学金等の振込みを行う際の振込用紙には、学校名に加えて課程等の種別を明記するよう周知いたします。

2 その他

本改正案に対する直接の御意見ではありませんが、

- 専修学校の一般課程に対する入学金や授業料等の支払についても「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」に加えるべきである。

等といった御意見がありました。

一般課程については、入学者である学生の実在性等が法令等により担保されておらず、入学金や授業料等の支払についてマネー・ローンダリングのリスクが低いものと考えられないことから、「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」に加えることは適切ではないと考えております。